

欧州，米国における競争法の潮流

日本では独禁法においてカルテルについての裁量型課徴金制度の導入する改正法が 2019 年 6 月に可決しましたが、これに留まらず、デジタルプラットフォーム規制の強化に向けて検討が進んでいます。このような潮流の先駆けとも言える EU におけるいわゆる垂直的制限や、市場支配的地位の濫用規制に関する法執行強化は、最近の日本企業への課徴金賦課の事例からも明らかで、注目しておく必要があります。日欧のこれらの動きに合わせるように、これまで水平カルテルを中心に取り締まってきた米国においても独占等に関する規制が強化されつつあります。

通訳担当の苗村の旧知の Driscoll 弁護士が米国、EU、中国、中東を含め幅広いネットワークで国際企業を様々な観点でサポートする Reed Smith に参加し来日するのに合わせて、ヨーロッパ、米国の両拠点での競争法のトレンドを合わせお伝えするセミナーを企画しました。みなさまふるってご参加下さい。

【セミナープログラム】

Marjorie C Holmes : EU における垂直的制限と市場支配的地位の濫用行為について

Jennifer M. Driscoll : 米国における M&A に関する Anti-Trust 規制の動向と市場独占/支配的地位の濫用

【日 時】 令和元年 8 月 20 日 (火)

14 時 00 分 から 17 時 00 分 (受付 : 13 時 30 分より)

※セミナー終了後、簡単な懇親会を開催致します。お時間に余裕のある方はぜひご参加ください。

【会 場】 大阪 堂島ビルディング 9 階会議室

※裏面会場案内図をご覧ください。

【講 師】

弁護士 Marjorie C Holmes : Reed Smith LLP ロンドンのパートナー弁護士
EU 競争法及び英国競争法を中心に活躍
英国の競争・市場庁の国際競争ネットワークに関する非政府アドバイザー

弁護士 Jennifer M. Driscoll : 苗村弁護士と旧知の間柄、米国でのカルテル捜査対応、
M&A 審査対応等を幅広く手がける。

【司 会・逐次通訳】

弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子 : 弁護士法人苗村法律事務所代表
国際カルテル捜査案件に携さわる経験を持つ他、国際仲裁案件等も担当

【定 員】 50 名

【言 語】 英語/日本語 (英語は逐次通訳対応)

【参 加 費】 セミナー、懇親会ともに無料

【申込締切日】 令和元年 8 月 6 日 (火)

※定員になり次第締切らせていただきます。

※申し込み方法等は裏面をご覧ください。

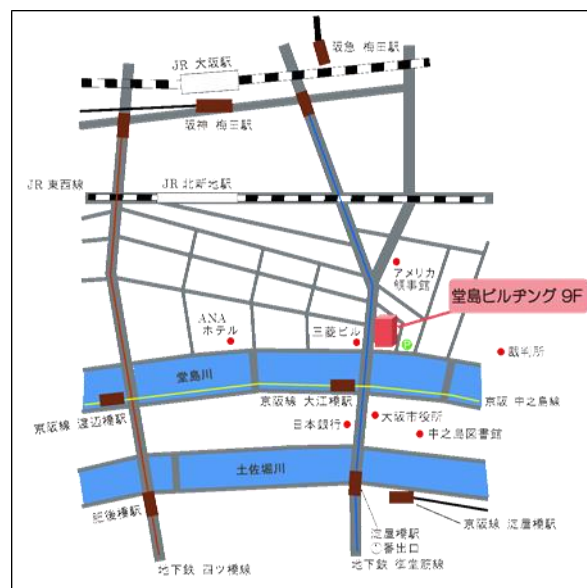


会場案内

● 大阪 堂島ビルヂング 9階会議室

(大阪市北区西天満2丁目6番8号)

- ◇ 地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅①番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分。
- ◇ JR東西線 北新地駅から、御堂筋沿いに南下し徒歩10分。
- ◇ 車でお越しの場合は梅田新道交差点より御堂筋を淀屋橋方面へ南下し、ビル北側の側道を左折して頂ければ、パーキングがあります。



「欧州、米国における競争法の潮流セミナー」参加申込書

下記にご記入の上、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメールまたはFAXでお申し込みください。
後日（開催の1週間前頃）Eメールで受講票をお送り致します。受講日当日にご持参ください。

FAX 番号:06-4709-0131

e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名				
住所		〒		
電話番号		FAX 番号		
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mail アドレス	懇親会
				参加・不参加
				参加・不参加

* 直前や無断でのキャンセルはくれぐれもご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

お申込・ご照会先 : 弁護士法人苗村法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング7階

TEL : 06-4709-1170 FAX : 06-4709-0131